

会議録

会議の名称	第2回 西東京市農業振興計画推進委員会
開催日時	平成26年12月5日（金曜日）9時30分から11時20分まで
開催場所	保谷庁舎 防災センター講座室2
出席者	委員：後藤委員長、北沢副委員長、松本委員、村田委員、保谷委員、本橋委員、大谷委員、高木委員、渡部委員、中里委員、藤波委員 事務局：五十嵐課長、矢澤主幹、師岡主事
議題	1 「農業改革」について 2 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について 1 緑のアカデミーについて 2 めぐみちゃんメニュー事業の実施について 3 市民農園の新しい展開について 4 認定農業者への支援策拡充の検討について
会議資料の名称	第1回委員会会議録 資料1 農業改革について 資料2 農業委員会の活動について 資料3 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開 資料4 緑のアカデミーの実施について 資料5 めぐみちゃんメニュー事業の実施について 資料6 市民農園の新しい展開について（報告）「写」 資料7 認定農業者への支援策拡充の検討
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員長： 定足数に達しているので、第2回農業振興計画推進委員会を開催させていただく。まず、傍聴者の確認をお願いします。</p> <p>○事務局： （「傍聴者なし」の報告）</p> <p>○委員長： 資料の確認をお願いします。</p> <p>○事務局： （配布資料の確認）</p> <p>○委員長： 会議録の承認を行う。</p> <p>○事務局： （会議録についての説明）</p> <p>○委員長： 会議録についてご意見、修正等があるか。「特に意見なし」会議録については承認して、公開する。それでは、議題1「農業改革」について、事務局からの説明を求める。</p>	

事務局：

(資料1及び2に関する説明)

○委員長：

規制改革会議の答申を踏まえた閣議決定の中で、特に農業委員会等の見直しに係る内容を中心に説明があった。この件について、質問、意見等があるか。

○委員：

政府の規制改革について、農業では、今までどういう規制があったのか。また、農業委員の人数の変動は、どうなるのか。

○事務局：

農業分野の規制について、農地は国民のための限られた資源であることから、農地法により、農地を農地以外に利用することを規制しており、また、権利の移転にも制限がかけられている。規制改革では、農地の権利移転等を容易にし、企業等が農業に参入しやすくする仕組み作りを目指す内容となっている。農業委員の人数については、現行の半数程度の規模にするとしている。本市では、現行の委員数が19人であることから、10人程度人数となることが想定される。

○委員長：

事務局の説明について、資料1の6ページから7ページに詳しく記載されている。

○委員：

農地利用最適化推進委員を新設することになっているが、複雑な制度になるという印象である。

○副委員長：

事務局の説明を補足する。農業への一般法人や個人の参入については、農業委員会が、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により、申請内容を審査、許可することとなっている。農業委員会が、許可権限を盾に新規参入を妨げているとの誤解があり、規制改革実施計画では、農業委員会を離れたところで、農地の権利移転等を容易にする仕組み作りをする内容になっている。もう一点は、農業委員の選挙・選任方法の見直しであるが、委員の選び方が不透明であるとの批判があり、市町村長の選任制に一元化するとしている。しかし、選挙以上に公平な選び方は、ないのではないかと。

○委員：

政府の規制改革会議の農業部門において、農業委員会の改革案がまとめられ、6月に閣議決定された。その主な内容のひとつに「公選制を廃止して市町村町の選任制によるものとする。」とある。農業委員会は、農地法に基づく許認可など法令業務という大変重要で重い責任を負っている。この責任を適正に果たしてきたことによって、戦後の農地改革以降、その成果である自作農主義・耕作者主義が、農業委員会によって守られ、その結果、これまで日本の農地が守られてきた。一民間人である農業者が、農地の権利関係の許認可や農地の監視業務という重い責任を果たすには、現在のような公選制によって、地域の農家から信頼を得て、地域から選ばれた農業者の代表としての信任を得ることが、必要不可欠である。選任者の市町村長の意向に沿った者が、農業委員となりうる新しい制度案では、偏った農業施策が行われる恐れがある。この他の改革案の内容も含めて、今回の改革においては、農業委員会の権限を弱め、一般企業が農地を取得しやすくし、今よりも簡単に農業に参入しやすくして、農業の国際競争力を高めていこうとする意図がある。確かに農業分野において、従事者の高齢化、継続者の不足による農業人口の減少、地方における耕作放棄地の増大等、さまざまな問題があるが、今回の改革のように、TPPや農産物の

自由化という外圧を利用して、国が上から押し付けるようなやり方では、現場の混乱を招くだけである。改革を行うにしても、一部の財界、経済界中心の委員の意見だけで決めてしまうのではなく、現場の農業委員会の声、意見を反映させながら、もう少し時間をかけて慎重に議論をしていくべきである。

○委員長：

農業改革の目的は、多岐にわたっているのでここでは、省略する。制度について、農業委員会は、行政委員会として、行政からある程度独立した存在として運営されている。農地の保全等について、行政の都合に振り回されないで、きちんとした判断を行う存在となっている。建議も法律に基づく権限として与えられている。今回の改革は、農業委員会を、行政の中の一機関としての性格を強めるという内容である。公選制を廃止し、選任の委員のみとし、人数も減らす一方、代わりに農地利用最適化推進委員を置き、農地利用の最適化等に係る業務を担わせようというものである。

○委員：

この委員会は、市内の農業や農地を守り、地産地消などをどう推進していくかを話し合う場と考えている。国の規制改革の課題、問題に対する先ほどの話は、非常によく分かる。上からの押付けでなく、市民からの声や意見を反映させていくことが大切である。

○副委員長：

国の規制改革実施計画の問題の一つに、建議をなくすことが挙げられる。農業委員会では、農業者の意見をまとめ、行政に対して意見を述べるのが、法令業務として認められてきた。これを法令業務から外し、任意業務にしてしまうと、農業者の意見が行政に伝わりにくくなる恐れがある。

○委員：

地方は、集約可能な農地が多くあるが、都市と地方で農業の事情が全然違う。そういった事情を規制改革実施計画では、反映していない。農業者の高齢化の問題については、農業者自身も後継者育成に取り組む必要がある。そうしないと、今回の規制改革会議のような考え方の人たちに押されてしまう。

○委員：

市街化区域においては、都市計画法が優先されている。国の税制の問題から、相続があると農地を手放さなさなくてはいけないため、農地が減り続けている。農地の保全には、優秀な後継者の育成が重要であるが、認定農業者制度を推進することにより、後継者の育成を図っている。現在、都市農業振興基本法の制定準備が進められていて、それが成立すると、都市農業を取り巻く環境は、改善されると期待している。

○副委員長：

都市農業振興基本法は、国や地方自治体の責務、都市農地の果たす役割を明記した理念法である。先の臨時国会に法案が上程される予定であったが、国会の解散により、先送りとなった。この法律が成立すると、税制の改正、都市農業に係る計画の策定などが期待でき、都市農業の振興につながるものと考えている。

○事務局：

都市農業振興基本法の動向については、情報収集、情報提供に努めたい。規制改革実施計画についても、農地利用最適化推進委員の新設や事務局の強化なども取り上げていることから、情報収集に努めている。

○委員長：

規制改革実施計画では、農業協同組合の見直しにも触れているが、そのことに対し、意見があれば、伺いたい。

○委員：

中央会制度から新たな制度への移行が、争点になっている。JAは、協同組合という非営利組織であり、経営相談、監査機能等、農業者のことをよくわかっている中央会のサポートがあって、運営が成り立っている。販路の拡大、資材の調達、監査の実施等、農協が単体で行うことには、課題がある。中央会の存在が、圧力団体として、誤解されている。もう一つ、全農の事業・組織の見直しの問題も突きつけられている状況である。

○委員長：

農業については、制度の改編について、色々進められており、そのことに対する意見をいただいたところである。それらを念頭に入れながら、今後、議論していきたい。次に、議題の2 第2次西東京市農業振興計画における個別事業の展開について、事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料3、4及び5に関する説明)

○委員長：

只今の説明について、意見・質問を伺いたい。

○委員：

緑のアカデミーに参加したが、とても楽しかった。市民が農業に対する意識を高めることにつながる企画であったと思う。こういった事業にボランティアを活用するのも一つの方法である。

○委員：

援農ボランティアの活用について、「農のアカデミー農業体験実習農園にて実施中だが、農業者へのPRが課題」とあるが、どういう課題なのか。

○事務局：

東京都農林水産振興財団の実施する青空塾の修了者を対象に、援農ボランティアのスキルアップ講習を農のアカデミー農業体験実習農園で実施している。農のアカデミー農業体験実習農園では、指導農家の方にも協力いただく中で、マッチングの機会を提供している。マッチングについて、行政が、主体的に斡旋することができないことから、農業者への援農ボランティアの周知が十分にはできていないことが課題である。

○委員：

援農ボランティアに興味のある人は、多くいると思う。コーディネーターのような農業者と援農ボランティアを繋ぐ人がいないが、そのような役割を果たす人が必要である。

農業委員会だよりについて、カラー刷りにしているが、経費の節約はできないか。また、農業者の考えと市民の考えとの繋がりといった視点が必要である。

○委員：

農業者の全てが、援農ボランティアを求めているわけではない。援農ボランティアの行き先が見つからないというのは、マッチング、コーディネーターの問題だけではないと思う。農業者の考え方にもいろいろある。援農ボランティアを求めているのは、農業者の中でも限られている。

農業委員会だよりの発行は、農業委員会の活動を農業者及び市民に知ってもらうことを目的としている。農業の様子やイベント紹介写真など白黒印刷では、読み手に伝わりにくいため、カラー刷りには、意味がある。

事務局：

農業委員会だよりについては、昨年度から、公共施設での配布先を増やすとともに、ホームページにも掲載し、広く市民に農業委員会活動の周知に努めている。本市の農業委員会だよりは、第20回「農業委員会だより」全国コンクールにおいて都内で唯一、表彰されている。市民からも一定の評価は、得ているものと考えている。

○委員：

農業者の要望が、多様であることは、理解した。農業委員会だよりについては、活動の報告だけでなく、イベントの参加者の声なども取り上げるなど、市民との繋がりも視点に入れたらどうか。

○委員長：

援農ボランティアに興味のある市民が多くいるのは、事実である。どうしたら受入先を増やしていくことができるか、工夫が必要である。

○委員：

認定農業者の経営改善計画の中には、援農ボランティアの活用が入っているものも多い。そういう計画を策定している人に、援農ボランティアを活用してもらうことが、必要ではないか。

○委員：

援農ボランティアをやってみて感じることは、農業が自然を相手にした厳しいものであるにもかかわらず、安易に考えて、援農ボランティアに参加してくる人が多いことである。援農ボランティアに対する基本的な考え方といったものを、参加する前に、説明していく場が必要である。

○委員：

今年、2人のボランティア養成講座の受講生を受け入れた。いずれの人も農作業に前向きに取り組んでいた。過去の受講者は、修了時に、学んだことをどこかで生かしたいと言う人が多かった。援農ボランティアは、都市農業への理解を進めていくためにも重要であり、ボランティア養成講座修了者を受け入れる仕組み作りが必要である。援農ボランティアの受入を望まない農業者もいるが、望んでいる農業者が、援農ボランティアを見つけられやすくする工夫が求められる。先ほど、農業改革に関する話があったが、農業者自身がしっかりしていかななくては、他の産業者の主導で改革を進められてしまう。農業者、行政、JA及び市民が、四者一体となって、都市農業の重要性を考えていけば、都市農業の課題や後継者の問題も解決できるのではないかと考える。

○委員：

JAの地区の取組として、今年、農業者でない方を対象に農業を身近に感じてもらう、収穫体験という事業を行った。小さなお子さんのいる方などにも、子どもの農業体験の機会となるなど、好評であった。今後も、農業体験などを企画して、市民への農業に対する理解の促進に取り組んでいきたい。

○委員：

農業者3人で援農サークルを運営しているが、約60名の登録者の中で実働は、約30名である。やってみて、課題は、受入農業者の側にもあると感じた。援農ボランティア組織の運営には、農業者とボランティアの相互理解と合意が必要である。農業者自身が、援農ボランティアの組織化

をしていくとか、ボランティア受入の前に、ボランティアを指導するスキルを高めるといった努力も必要である。

○委員：

農業には、農繁期と農閑期がある。農繁期に限って、登録された援農ボランティアに依頼するというやり方もあるのではないかと。有償で依頼する方法もあるが、援農ボランティアの多くは、金銭の見返りがなくても、収穫物の一部でももらえれば、十分である。

○委員：

自分の場合、援農ボランティアには、無償で協力してもらい、野菜等を持ち帰ってもらうやり方で15年くらい運営している。定期的ではなく、必要な時に、援農ボランティアに依頼している。他人頼みなく、農業者が、主体的に援農ボランティアの運営に関わっていかないとうまくいかない。

○委員長：

援農ボランティアについては、運営のための制度を整備しようとする課題が出たときに、今日の意見を踏まえて改めて議論したい。めぐみちゃんメニュー事業の実施についても、意見・質問を伺いたい。

○委員：

第1回目の西東京マルシェでは、夏の暑い時期の開催だったので、客もあまり集まらなかった。今回は、新聞チラシの効果もあってか、多くの客が集まり、売り上げもそれなりに上がり、手ごたえを感じた。

○委員長：

少しずつ第2次農業振興計画にある事業への取り組みが進んでいる。第2次農業振興計画にある事業については、引き続き確実に実施してもらいたい。

○委員：

過去に直売所の設置に補助が出て、多くの農業者が、直売所を設置した。そこに併設する形で掲示板を設置することに対し、補助する制度を設けたらどうか。そこで、直売所に来た市民に、行政情報を含めた農業情報を提供することができる。

○事務局：

都の実施する都市と農業が共生するまちづくり事業で、国分寺市が、掲示板設置に補助した例がある。課題として、農業者自身の提供する情報の中身で、掲示板としての質が大きく左右することが挙げられている。なお、東京都農林水産振興財団では、直売所での農産物の展示方法等のセミナーを行った。行政で可能な支援を検討していきたい。

○委員：

自分の直売所に設置した掲示板には、農産物の生産履歴を載せ、知ってもらう工夫をしている。

○委員長：

次に、議題の3 市民農園の新しい展開について、事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料6)に関する説明)

○委員：

付加価値の創造として、掲示板を作ってみたらどうか。注意事項等を、掲示板で周知できるのではないか。また、援農ボランティアに協力を求め、耕作指導をしてもらったらどうか。援農ボランティアの予定も、掲示板で周知できる。

○委員長：

実験的にどこかの農園で、利用者の組織を作る工夫ができないか。あくまでもこれからの検討課題であるが、利用者の自主運営を強める工夫が望まれる。

○委員：

市民農園の新規開設の予定は、あるのか。

事務局：

市が開設する市民農園の増設は、予定していない。農業体験農園の開設については、推進していく。

○委員長：

次に、議題の認定農業者への支援策拡充の検討について、事務局に説明を求める。

○事務局：

(資料7に関する説明)

○委員長：

都の事業との金額面での関係は、どうなのか。

委員：

都の都市農業経営パワーアップ事業は、3戸以上の農家又は特任経営体等が対象で、最低事業費は、500万円と、大きな事業を補助対象としている。

○委員長：

都の事業とは、競合していない。事務局の示した2つの案について、農業者の意見を伺いたい。

○委員：

A案では、1人当たりの補助金が、4万円程度となり、少な過ぎる。効果を考えれば、補助対象者が少なくなっても、B案の方がよいと考える。A案とした場合、生分解マルチシートや防塵シートを補助対象に含めて欲しいとの農業者の意見がある。

○委員：

認定農業者への支援策は、継続して行われる保証はあるのか。何年かして途中で、打ち切りになるということはないのか。

○委員長：

認定農業者への支援策は、担い手を育てるという観点で行うものであり、今後、継続していくべきものである。ただし支援策の具体的内容については、見直していくことも考えられる。

事務局：

認定農業者への支援策の拡充は、第2次の西東京市農業振興計画に位置付けられており、それに基づき、この場で、議論していただいている。計画に基づき検討した支援策であり、予算上も、継続するよう配慮をしていく。

○委員長：

ほかにA案、B案に対する意見を求める。

委員：

B案に賛成である。

○委員：

A案は、ばらまきの印象がある。B案がよい。

○委員長：

認定農業者への支援策の拡充は、B案を推すということとしたいが、よろしいか。

(「はい」の声)

○委員長：

本委員会として、認定農業者への支援策の拡充は、B案を推すということとする。

最後に、5 その他について、規制改革実施計画にある農地中間管理機構のことを確認したい。

○事務局：

農地中間管理機構は、農業振興地域を対象とし、都内では、10市町村が対象となる。都においては、東京都農林水産振興財団が運営することが決まっている。

○副委員長：

農地中間管理機構は、農地の集約化を進めて、国際競争力を強化しようという目的で設けられたものである。都内では、八王子市、あきる野市、青梅市などの農業振興地域が対象となる。農地を貸したい人、借りたい人の情報を集め、貸し借りを推進する業務を担うものである。都では、平成27年4月に実際にスタートする。

○委員長：

事務局に次回の委員会開催予定について、説明を求める。

○事務局：

次回の第3回委員会は、来年度の開催とする。開催日等は、改めて通知する。本日の会議録は、後日送付する。

○委員長：

以上で会議を終了する。

(閉会)